

新生堂薬局老司店は 厚生労働大臣が定める保険薬局です

- どの病院・診療所の処方せんでも受付けます。
- 患者さんの服用するお薬の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成して、お薬によるアレルギーや副作用の有無を確認します。
- 複数の病院・診療所からお薬が処方されているようなときにはお薬の重複や相互作用の有無を確認します。
- 処方せんによる医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さんのお宅を訪問して服薬指導等を行います。



許可区分 | 薬局

氏名:株式会社 新生堂薬局
名称:新生堂薬局老司店
所在地:福岡市南区
老司4丁目1-45
許可番号:第451139号
有効期間:令和5年7月1日から
令和11年6月30日まで



開設者

株式会社新生堂薬局 代表取締役 水田 怜



取り扱う一般用医薬品

薬局医薬品(薬局製造販売医薬品を除く)、要指導医薬品第、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品

本部お客様相談窓口

新生堂薬局本部 お客様相談室
福岡市南区中尾3丁目12番17号
(TEL)092-541-6919

開局時間のご案内

月火水金:9:00-18:00

木土:9:00-13:00

【日・祝日】 お休み



- 夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00(土曜日13:00)
から翌朝-8:00まで
※1月1-3日および、
12月29-31日は休日扱い

- 営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算 6:00-8:00、18:00-22:00の間で開局時間外
深夜加算 22:00-6:00の開局時間外
休日加算 日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



1 カードリーダーにマイナ保険証を入れて、本人認証をおこなってください。



2 各種同意画面で回答を選択し、認証完了を確認してください。



診療 / 薬剤・特定検診等情報などの提供に同意したく、情報に基づいたより良い医療を受けることができます!

一人ひとりの過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い医療が受けられます

医療機関・薬局に受診等した際、診療・薬剤・特定健診情報の提供に同意すると、ご自身の情報に基づいた診断や重複する投薬を回避した適切な処方や指導などを受けることができます。



長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

調剤管理料	患者さんやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さんごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料 (45点/59点)	お一人ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さんの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。必要に応じて、別途加算算定が発生します。
かかりつけ薬剤師指導料 (76点)	上記「服薬管理指導料」の事項に加え、患者さんが同意し選択した「かかりつけ薬剤師」が、さらに他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的に薬歴管理し、健康サポートを行って随時相談に対応するものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しています。また当薬局には一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師氏名・薬局名を記載します。
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291点)	医療機関から「地域包括診療加算」や「地域包括診療料」、若しくは「認知症地域包括診療加算」や「認知症地域包括診療料」を算定されている患者さんの場合、同意を得て、上記「かかりつけ薬剤師指導料」の事項に加え、医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握し、医師に情報提供するとともに必要に応じて処方提案を行います。なお「時間外等加算」「夜間・休日等加算」「在宅医療にかかる点数」「薬剤料」「特定保険医療材料」以外はこの管理料に包括されるため算定しません。
服薬管理指導料(特例) (59点)	かかりつけ薬剤師がやむを得ず対応できない場合、事前に同意をいただいた保険薬剤師が対応します。また、対応後はかかりつけ薬剤師と情報共有し、いつでも薬や健康の相談を受け付けることができる体制を整えています。
外来服薬支援料 (月1回)(185点～)	ご自身の服薬管理が困難な患者さんに対し一包化や服薬カレンダーの活用などによる日々の服薬管理の支援を行います。
服用薬剤調整支援料1(月1回) (125点)	服用薬が6種類以上の方で、処方医への処方提案などにより2種類以上減らします。
服用薬剤調整支援料2 (3か月に1回)(90点/110点)	服用薬が6種類以上の方で、重複投与等の解消を提案します。
調剤後薬剤管理指導料 (月1回)(60点)	※地域支援体制加算の届出を行っている薬局のみ ①糖尿病患者・糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更の指導 ②慢性心不全患者・心疾患による入院経験があり、作用機序が異なる循環器官用薬等の複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全患者さんの指導を行います。
服薬情報提供料1 (月1回)(30点)	医療機関からの求めに応じて情報提供した場合算定します。
服薬情報提供料2 (月1回)(20点)	患者さんまたはご家族からの求めに応じて情報提供した場合、薬剤師の判断で患者さんの了承を得たうえで医療機関に情報提供した場合に算定します。
服薬情報提供料3 (3か月に1回)(50点)	医療機関から入院前に服用薬の一元的把握と持参薬管理の求めがあり情報提供した場合に算定します。

施設基準の一覧について

当薬局は、以下の施設基準等に適合している旨、各所属厚生局に届出を行っております。また、患者さんが薬を安心して安全にご使用いただけるよう、薬の使用履歴(薬剤服用歴)を活用しています。この履歴に基づき、薬の服用方法や市販薬との相互作用について説明し、その内容を記録しています。



調剤基本料3イ	24点
後発医薬品調剤体制加算3	30点
かかりつけ薬剤師指導料 及びかかりつけ薬剤師包括管理料	76点 291点
医療DX推進体制整備加算1	10点
連携強化加算	5点
特定薬剤管理指導加算2	100点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	290~650点

※患者さんの個人情報は、当薬局の個人情報の保護方針に基づき厳重に管理いたします。

明細書について

当薬局では、医療の透明化と患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行しております。明細書には薬剤の名称や行った検査の名称が記載されます。



ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への交付も含めて、明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出て下さい。

※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者さんについても明細書の発行が義務付けられております。

在宅訪問

当薬局は、処方せんによる医師の指示があるときは在宅で療養されている患者様のお宅を訪問して服薬指導等を行います。



後発医薬品

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っています。



保険外負担に関する事項

当薬局は、療養給付と直接関係のない項目において、実費で負担いただくものがありますので、ご了承ください。一包化など治療上の必要性があり、医師の指示があった場合には、規程の調剤報酬点数表に従い算定いたします。



軟膏・水剤・点眼・点鼻等
薬剤の容器代
0円



患者の希望による
甘味料等の添加
0円



レジ袋(小)3円
レジ袋(大)5円



患者の希望による
服薬カレンダー
※店舗在庫により異
なります。100円～

当薬局における薬の販売について

分類と外箱表示※		定義	陳列方法	情報提供	対応する専門家	相談への対応
※その他表示事項については関連法規による 要指導医薬品 <input type="checkbox"/> 要指導医薬品		副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	書面等を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため、必要な情報を提供します
一般用医薬品	第一類医薬品 <input type="checkbox"/> 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)	販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します			
	指定第二类医薬品 <input type="checkbox"/> 第②類医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品 第二类医薬品 <input type="checkbox"/> 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く) <small>注)指定第二类医薬品は、第二类医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください</small>	第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します	適正な使用のため必要な情報提供に努めます		
	第三類医薬品 <input type="checkbox"/> 第3類医薬品	第一類医薬品及び第二类医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができ陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します	薬剤師または登録販売者		
	指定濫用防止医薬品 ①内容量が厚生労働大臣が定める数量以下のもの: 「要確認」の字句を記載。 <input type="checkbox"/> 要確認 枠は四角枠とする。 ②上記以外のもの: 「要確認」の「要」を丸囲み又は四角囲みにした字句を記載。 <input type="checkbox"/> 要確認 <input type="checkbox"/> 要確認 枠は四角枠とする。	濫用した場合中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品として厚労大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する医薬品	販売時に必要な確認と情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します	要指導医薬品等それぞれ定められている事項のほか、指定濫用防止医薬品を濫用した場合における保健衛生上の危害の発生のおそれがある旨を書面等を用いて適正使用のため必要な情報の提供を行います	登録販売者	

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

当薬局における薬の販売について

医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説

【医薬品副作用被害救済制度】

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては下記にお問合せください。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 <http://www.pmda.go.jp/index.html>

健康救済制度相談窓口 TEL 0120-149-931 9:00~17:00(月~金 祝日年末年始除く)

個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置

医薬品に関する情報提供等で知り得た個人情報は、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。

苦情相談窓口

所轄する保険福祉(環境)事務所または保健所名: 福岡市 南保健所衛生課医薬務係

苦情相談窓口電話番号

092-559-5115

苦情相談窓口受付時間

9:00-12:00、13:00-17:00



お薬相談・健康相談会の実施

調剤だけでなくおくすり相談や健康チェックも行っています

おくすり相談

健康チェック



日頃よりご利用いただいている患者さん、ご近所の皆さんのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。また、全国どこの保険医療機関からの処方せんも対応しています。

かかりつけ薬剤師(担当薬剤師)

お薬のことで困ったらかかりつけ薬剤師におまかせください



担当薬剤師を指名してください。同意書にご署名いただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が担当させていただきます。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局には週32時間以上勤務しています(育児や介護などで労働時間が短縮される場合は週24時間、4日以上)。薬剤師認定制度認証機構によって認証された研修認定制度などの研修認定を取得しており、医療に関連する地域活動にも積極的に参加しています。

感染・災害発生時の対応体制を備えています

当薬局は、皆様の健康を守るため、災害や新しい感染症が発生した際にも、迅速に対応できる体制を備えています。



他の薬局や病院、行政機関と連携し、災害や緊急時でも安心して薬を受け取れる仕組みを維持します。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し、薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合は、お気軽にお申し出ください。医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導



同一建居住者以外

518 単位/回



同一建物居住者

379 単位/回(2-9人)

342 単位/回(10人以上)

1単位=10円 10単位=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導



同一建物居住者以外

650 点/回



同一建物居住者

320 点/回(2-9人)

290 点/回(10人以上)

1点=10円 10点=10円(1割負担)30円(3割負担)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。



在宅医療に係る
医療費



患者さん宅への調剤した薬の
持参料

療養給付と直接関係のない左記項目において、原則、当薬局では実費でのご負担はありません。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)第1条

新生堂薬局老司店 (指定居宅サービス事業者:以下、「当薬局」という)が行う居宅療養管理指導または介護予防及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

- ・保険薬局であること。 ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
- ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
- ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)第3条

1. 従業者について

- ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数。

2. 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。

2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。

但し、国民の祝祭日、年末年始(12月29日～ 1月3日)を除く。

2. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

3. 通常 月火水金:9:00-18:00 木土:9:00-13:00

(通常の事業の実施地域)第6条

1. 通常の実施地域は、薬局所在地を中心とし、半径16km以内の区域とする。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(指定居宅療養管理指導等の内容)第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者さんの状態に合わせた調剤上の工夫)・薬剤服用歴の管理
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者さんの住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需

(利用料その他の費用の額)第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)第9条

1. 居宅療養管理指導等実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は当薬局と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)第11条

1. 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情窓口に関する事項)第12条

当事業所は、苦情を受け付けるための窓口を設置し、苦情が生じた場合は、利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

本規程は令和3年 4月 1日より施行する。

プライバシーポリシー

基本方針

株式会社新生堂薬局(以下「当社」といいます。)は、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守するとともに、お客さまの個人情報を適切に取り扱うため、以下のとおりプライバシーポリシー(以下「当プライバシーポリシー」といいます。)を定め、お客さまが安心してご利用頂けるよう取り組んでおります。なお、当プライバシーポリシーにおいて別段の定めがない限り、当プライバシーポリシーにおける用語の定義は、個人情報保護法の定めに従います。

個人情報の利用目的

当社は、当社において取得し、管理するお客さまの個人情報を、以下の目的で利用いたします。当社が取得する個人情報としては、お客さまの氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・お買上げ履歴等が含まれます。

- (1) 商品の販売、配達など当社のサービスを提供するため
- (2) 当社の業務提携・業務委託先の商品などの販売、発送、サービス提供のため
- (3) ご購入いただいた商品・ハッピーカードポイントで交換した商品等を発送するため
- (4) 購買履歴等の情報を用いて顧客の属性や購買状況の傾向等の分析を行うため
- (5) 購買履歴等の情報を分析して、お客さまの趣味・嗜好に応じた商品・サービスに関する広告やクーポンなどを公式アプリ、レシート末尾、DM、オンラインショップ上で購入された商品に同封するチラシ、オンラインショップ内のバナー、ウェブ媒体、メールで配信するため
- (6) 購買履歴等の情報からエリア分析を行い、地域の特徴等に応じた商品・サービスに関する広告をポスティング、チラシ配布、アプリ、ダイレクトメールなどの方法により配信するため
- (7) 購買履歴等の情報からエリア分析を行い、地域の特徴等に応じた店舗内の商品配置を行うため
- (8) 美容と健康に関する指導・助言及び適切な商品の提案を行うため
- (9) お客さまの購買情報や接客情報等を広告配信事業者、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に提供するため
- (10) アンケート、お問い合わせ等へのご回答をするため
- (11) 当社が販売・提供している商品・サービス・イベント等に関するご案内のため
- (12) 各種メッセージ配信サービスのお申し込みの確認やメッセージを配信するため
- (13) ハッピーカード会員に、ポイント等特典の提供を行うため
- (14) お客さまの当社アプリケーションの利用状況を把握し、サービスの改善や新サービスの開発に役立てるため
- (15) 新生堂ハッピーアプリにおいて、お客さまの歩数表示のためにGoogleアカウントまたはApple IDを使用するアプリケーションと連携することがあります。

当社は、お客さまの同意を得た後、Android デバイスでは「Google Fit」アプリから、Appleデバイスでは「ヘルスケア」アプリから取得できる「歩数」のデータを、新生堂ハッピーアプリにおいて利用します。

Androidの「Google Fit」アプリ および Appleの「ヘルスケア」アプリのいずれにおいても、お客さまの同意なしに、お客さまのデバイスにインストールされた健康管理アプリケーションからの読み込みを行いません。お客さまは、お客さまのデバイスにおけるAndroidの「Google Fit」アプリ、あるいは、Appleの「ヘルスケア」アプリの設定からいつでも、「歩数」へのアクセスを無効にすることができます。

なお、お客さまのGoogleアカウントまたはApple IDについて、当社では保持しません。

- (16) 従業員の販売実績・売上貢献度等を分析し、従業員によるお客さまに対するより良いサービスの提供に役立てるため
- (17) マーケティング会社、DMP事業者等の第三者から取得したお客さまの個人関連情報を、当社が既に有しているお客さまの個人情報と結びつけて「1.個人情報の利用目的」記載の目的で利用するため

取得する個人関連情報には、以下の項目が含まれる場合があります。

- ・Cookieデータ及びCookie類似技術を利用した情報
- ・IDFAやGoogle Play広告ID等の広告識別子
- ・WEB上の識別子
- ・お客様が閲覧した対象サイトのURL及びお客様が対象サイトを閲覧した時刻
- ・お客様が対象サイトを閲覧した際に利用した端末関連情報及びブラウザ情報(IPアドレス、OS及びブラウザ種別を含む)
- ・リファラー情報(お客様が対象サイトを閲覧する直前に経由した外部サイトのURL)
- ・Cookie ID、広告識別子等の各種識別子に紐づく、ウェブサイトやモバイルアプリケーションにおける閲覧履歴、検索履歴や購買履歴等の情報、及び属性情報や趣向等の情報

- (18) その他、お客さまに対する業務上必要な連絡のため

プライバシーポリシー

個人データの第三者への提供

- (1) 当社は、以下の場合を除いて、あらかじめお客さまご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供いたしません。
 - 1 法令に基づく場合
 - 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 5 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
 - 6 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データを提供する場合
 - 7 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 8 以下に定める共同利用の場合
 - 9 その他法令により認められる場合
- (2) 第1項にかかわらず、当社は、当プライバシーポリシーに同意いただいた場合、お客さまの個人データを次のとおり第三者に提供する場合があります。
 - 1 マーケティング施策の実施・検討・サービス向上等を目的とした、広告配信事業者、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供(広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等が当社の指示により別の広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等の第三者に提供する場合を含みます。)
 - 2 カウンセリングサービスの実施・サービス向上を目的とした、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供

共同利用

- (1) 当社は、次に掲げるとおり、お客さまの個人データを共同利用する場合があります。
共同利用する個人データの項目
お客さまの氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・ハッピーカード会員情報等の当社がお客さまから取得する一切の情報
- (2) 共同利用する個人データの利用目的:「1. 個人情報の利用目的」記載の利用目的
- (3) 共同利用者の範囲:以下のウェブページ記載の当社の関連会社
<https://sinseido-co.jp/company/outline.php>
- (4) 共同利用の管理責任者:当社(会社概要につきましては、以下のリンク先をご参照ください。)
<https://sinseido-co.jp/company/outline.php>

個人情報の管理

当社は、収集した個人情報について、適切かつ厳重に管理し、個人情報の漏洩や紛失、改ざん等の防止に適切な対策を講じ、当社の従業員に対して必要かつ適切な監督を行い、また、当社が個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うことでお客さまの個人情報保護に努めます。

当社における個人情報の取得体制及び講じている措置の内容の詳細については、当プライバシーポリシー末尾に記載の本部個人情報窓口までお問合せください。

プライバシーポリシー

アクセスログの収集

当社では、お客さまがお使いのコンピュータのハードウェア及びソフトウェア情報を収集することがあります。この情報には、IPアドレス、ブラウザの種類、ドメイン名、アクセス時間、参照されるウェブサイトのURL等が含まれます。当社のウェブサイトはこれらの情報を当社のウェブサイトの利用動向等の調査、分析を行うための一般的な統計情報として利用するものであり、個人情報の特定は行っておりません。

当社では、以下のツールを用いて、お客さまのWebサイトの利用状況等を分析することがあります。

<Google Analytics>

ツール提供者:Google Inc.

取得する情報:お客さまのWebサイトの利用状況
(アクセス状況、トラフィック、ルーティング等)

利用目的:利便性の向上やサイトの改善のため

皆様のWebサイトの利用状況については、Google社も取得し、利用します。

詳細については、以下のURLをご確認ください。

- Google Analytics利用規約(外部リンク)
<https://marketingplatform.google.com/about/analytics/terms/jp/>
- Google のサービスを使用するサイトやアプリから収集した情報の Google による使用(外部リンク)
<https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja>
- Google社のプライバシーポリシーについては、以下のとおりです。
Googleプライバシーポリシー(外部リンク)
<https://policies.google.com/privacy?hl=ja>
- Google Analyticsに関する情報は、以下のサイトからも入手できます。
Google Analyticsに関する詳細情報(外部リンク)
<https://support.google.com/analytics/answer/6004245>

個人情報に関する請求

お客さまは、お客さまの個人情報に関して、個人情報保護法の定めに基づき、開示・訂正・追加・削除・利用停止等、第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示の請求を行うことができます。この場合、当社は、個人情報保護法の定めに従って適切に対応いたします。

匿名加工情報の取扱いについて

- (1) 当社は次の個人情報のうち、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、他の記述に置換する等法令にしたがって適切な加工を行い、定期的に匿名加工情報を作成しています。
・購買情報・会員コード・また、以下の項目が匿名加工情報に含まれます。
性別、生年、郵便番号、入会情報(入会日、入会店舗)、購買情報(商品名、数量、金額、購入日時、購入店舗)
- (2) 匿名加工情報は、経営改善等のデータ分析を目的として、セキュリティが確立された伝送方法にて定期的に第三者に提供されます。
- (3) 当社は作成した匿名加工情報、作成にあたり削除した記述等及び加工の方法の安全管理のため、必要かつ適切な措置、苦情の処理、その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じます。

プライバシーポリシーの変更及び通知

当社では、法令等の変更及び運営方針の変更等に伴い、当プライバシーポリシーの内容を事前の予告なく変更することがあります。お客さまへの個別の通知は行っておりませんので、ご利用の際には当プライバシーポリシーの最新の内容をご参照ください。

個人情報に関するお問合せ先

個人情報に関する開示・訂正・削除・利用停止等・第三者への提供の停止・第三者提供記録の開示のご請求、ご不明な点についてのお問合せについては、本部個人情報窓口宛てにお電話又はメールにてお問合せください。

【お問合せ先】

お問合せ先: 当店従業員までお申し出ください。

本部個人情報窓口: 092-541-6919

本部個人情報窓口: info-p@sinseido.co.jp

プライバシーポリシー(患者様向け)

個人情報保護に関する基本方針

1 基本方針

株式会社新生堂薬局(以下「当社」といいます。)は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」といいます。)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定)等の関連するガイドライン(以下「ガイドライン」といいます。)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、以下のとおりプライバシーポリシー(以下「当プライバシーポリシー」といいます。)を定め、患者の皆様のご個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。なお、当プライバシーポリシーにおいて別段の定めがない限り、当プライバシーポリシーにおける用語の定義は、個人情報保護法の定めに従います。

2 具体的な取り組み

当社は、患者の皆様のご個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- (1) 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- (2) 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- (3) 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- (4) 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- (5) 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。
- (6) 収集した個人情報は、別に定める場合および次の場合を除き、第三者に提供又は開示することはありません。
 - 1 あらかじめ本人の同意を得ている場合
 - 2 法令に基づく場合
 - 3 人の生命、身体又は財産の保護のため必要があるときであって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - 4 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要があるときであって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - 5 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事項を遂行することに対して協力する必要があるときであって、本人の同意を得ることにより当該事務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (7) 業務を委託する場合は、委託先に対し、当社の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- (8) 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当社は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- (1) 個人情報の開示、訂正等、利用停止等など(法令により応じられない場合を除く)
- (2) 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- (3) その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

プライバシーポリシー(患者様向け)

個人情報取り扱いについて

1 個人情報の利用目的

当社は、当社において取得し、管理する患者様の個人情報を、以下の目的で利用いたします。当社が取得する個人情報としては、患者様の氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・処方履歴・お買上げ履歴等が含まれます。

- (1) 当社が患者様に対して提供する調剤サービス及び薬剤情報の提供・指導その他の治療支援
- (2) 医療保険事務および当社の管理運営業務(会計・経理、事故報告、当該患者の調剤サービスの向上等)
- (3) 当社において行われる教育研修
- (4) 学会・学術誌等での発表(個人情報は個人を特定できないように匿名化します)
- (5) 患者様に対する健康維持増進・疾病予防に有益と思われる情報のご提供
- (6) 調剤サービスその他の業務の維持・改善目的、情報分析等の研究目的、患者様に対する前項の情報提供目的のため、匿名加工情報又は統計データの作成、分析及び譲渡を行うため
- (7) 当社の取り扱う商品・サービスに関する広告やクーポンなどを公式アプリ、レシート末尾、DM、オンラインショップ上で購入された商品に同封するチラシ、オンラインショップ内のバナー、ウェブ媒体、メールで配信するため
- (8) 患者様に関する医薬品等の処方情報・購買履歴等の情報を用いて、患者様の属性や購買状況の傾向等の分析を行うため
- (9) 患者様に関する医薬品等の処方情報・購買履歴や健康台帳記載の健康情報等を用いて、患者様の属性や購買状況の傾向等の分析を行い、医薬品購入後の適切な服薬指導・助言及び他の医薬品のご案内・提案等を行うため
- (10) 患者様に関する医薬品等の処方情報・購買履歴や健康台帳記載の健康情報等を用いて、患者様の属性や購買状況の傾向等の分析を行い、患者様の健康状態・趣味・嗜好に応じた医薬品・サービスに関する広告やクーポンなどを公式アプリ、レシート末尾、DM、オンラインショップ上で購入された商品に同封するチラシ、オンラインショップ内のバナー、ウェブ媒体、メールで配信するため
- (11) 当社が販売・提供している商品・サービス・イベント等に関するご案内のため
- (12) ハッピーカード会員に、ポイント等特典の提供を行うため
- (13) 「2.個人情報の第三者提供」記載の第三者提供を行うため
- (14) その他、お客様に対する業務上必要な連絡のため

2 個人情報の第三者提供

- (1) 患者様に医療・調剤サービスを提供することを目的とする第三者提供

当社は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ患者様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、患者様から特にお申し出のない限り、医療・調剤サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、患者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

1. 患者様への医療の提供のため、他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との必要な連携を図るため
2. 調剤サービスに際し、処方箋発行元の医療機関・医師等に照会するなど、外部の医師等の意見・助言を求めするため
3. 患者様への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会に応じるため
4. 調剤サービスに際し、ご家族等への説明を行うため
5. 医療保険事務(保険事務の委託、審査支払機関への診療報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答、審査支払機関又は保険者への照会等)のため
6. 薬剤師賠償責任保険等などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等のため
7. 以下に定める共同利用の場合外部監査機関への情報提供
カウンセリングサービスの実施・サービス向上を目的とした、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供

- (2) 前項以外の目的での第三者提供

前項の規定に関わらず、当社は、当プライバシーポリシーへの同意に基づき、以下の利用目的達成のために、以下の等の第三者に対し、患者様に係る医療情報を提供することがございます。

1. マーケティング施策の実施・検討・サービス向上等を目的とした、広告配信事業者、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供(製薬企業、広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等が当社の指示により別の広告配信事業者・データ分析事業者・業務委託先・業務提携先等の第三者に提供する場合を含みます。)
2. カウンセリングサービスの実施・サービス向上を目的とした、データ分析事業者、業務委託先、業務提携先等の第三者に対する提供
3. 新商品(医薬品等を含む。)の開発等を目的とした製薬企業等の第三者に対する提供
4. 健康管理や予防プログラムの一環として連携する医療施設や健康サービス提供者等の第三者に対する提供

プライバシーポリシー(患者様向け)

個人情報の取り扱いについて

3 共同利用

当社は、次に掲げるとおり、患者様の個人データを共同利用する場合があります。

- (1) 共同利用する個人データの項目:患者様の氏名・住所・メールアドレス・年齢・性別・処方履歴・お買上げ履歴・ハッピーカード会員情報等の当社が患者様から取得する一切の情報
- (2) 共同利用する個人データの利用目的:「個人情報の利用目的」記載の利用目的
- (3) 共同利用者の範囲:下記のウェブページ記載の当社の関連会社 <https://sinseido-co.jp/company/outline.php>
- (4) 共同利用の管理責任者 :当社(会社概要につきましては、以下のリンク先をご参照ください。)
<https://sinseido-co.jp/company/outline.php>

4 個人情報の管理

当社は、収集した個人情報について、適切かつ厳重に管理し、個人情報の漏洩や紛失、改ざん等の防止に適切な対策を講じ、当社の従業員に対して必要かつ適切な監督を行い、また、当社が個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うことで患者様の個人情報保護に努めます。

当社における個人情報の取得体制及び講じている措置の内容の詳細については、当プライバシーポリシー末尾に記載の本部個人情報窓口までお問合せください。

5 個人情報提供の任意性

- (1) 患者様が、上記の利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

6 個人情報に関する請求

お客さまは、お客さまの個人情報に関して、個人情報保護法の定めに基づき、開示・訂正・追加・削除利用停止等、第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示の請求を行うことができます。

この場合、当社は、個人情報保護法の定めに従って適切に対応いたします。

7 匿名加工情報の取扱いについて

- (1) 当社は、患者様の個人情報を、特定の個人(患者様)を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするため、他の記述に置換する等、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」その他の関連するガイドラインにしたがって適切な加工を行い、継続的・定期的に匿名加工情報を作成しています。作成した匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目は、処方せんおよび調剤報酬明細書等に記載の次に掲げる情報です。

調剤情報

生年月、性別、医療機関情報、処方箋・調剤報酬明細書記載の処方・調剤履歴(処方日、調剤日、医薬品コード・薬剤名、容量、用量、剤型、種類、疾病情報、調剤料・調剤基本料等の加算点数に関する情報、処方せん技術料調剤行為に関する情報、後発医薬品に関する情報)

- (2) 匿名加工情報は、(1)に記載の匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目について、セキュリティが確立された伝送方法にて継続的・定期的に第三者に提供しています。
- (3) 当社は作成した匿名加工情報、作成にあたり削除した記述等及び加工の方法の安全管理のため、必要かつ適切な措置、苦情の処理、その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じます。
- (4) 当社は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとします。
- (5) 当社における匿名加工情報に関するお問合せにつきましては、当プライバシーポリシー末尾に記載の本部個人情報窓口までお問合せください。

8 プライバシーポリシーの変更及び通知

当社では、法令等の変更及び運営方針の変更等に伴い、当プライバシーポリシーの内容を事前の予告なく変更することがあります。お客さまへの個別の通知は行っておりませんので、ご利用の際には当社プライバシーポリシーの最新の内容をご参照ください。

9 個人情報に関するお問合せ先

個人情報に関する開示・訂正・削除・利用停止等の・第三者への提供の停止・第三者提供記録の開示のご請求、匿名加工情報の取扱いに関するお問い合わせやご不明な点についてのお問合せについては、本部個人情報窓口宛てにお電話又はメールにてお問合せください。

【お問合せ先】

お問合せ先: 当店従業員までお申し出ください。

本部個人情報窓口: 092-541-6919

本部個人情報窓口: info-p@sinseido.co.jp

調剤報酬改定点数表(令和7年4月1日改訂)

調剤基本料	調剤基本料【要届出】	調剤基本料1		45点	
		調剤基本料2	処方箋受付回数・集中度等に応じて	29点	
		調剤基本料3 イ・ロ・ハ		24点・19点・35点	
		特別調剤基本料A・B	A:病院・診療所と不動産取引等特別な関係かつ集中度50%超 B:未届出	5点・3点	
	複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降		80/100	
	調剤基本料の減算	妥結率5割以下、かかりつけ機能未実施など		50/100	
	地域支援体制加算1・2・3・4【要届出】	在宅・麻薬、医薬品の備蓄など地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて		32点・40点・10点・32点	
	連携強化加算【要届出】	災害や新興感染症発生時に地域において必要な役割を果たせる体制		5点	
	後発医薬品調剤体制加算1・2・3【要届出】	直近3カ月の後発医薬品調剤数量割合に応じて	1:80%以上 2:85%以上 3:90%以上	21点・28点・30点	
	後発医薬品調剤体制減算		50%以下	▲5点	
在宅薬学総合体制加算1・2【要届出】	在宅訪問を十分行うための体制整備や実績に応じて在宅患者の処方箋受付時に算定		15点・50点		
医療DX推進体制整備加算1・2・3(月1回)【要届出】	オンライン資格確認や電子処方箋など医療DXを推進する体制の評価。マイナ保険証利用率に応じて		10点・8点・6点		
分割調剤時の2回目以降の調剤基本料	長期保存困難の分割調剤の2回目以降又は初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目 医師の分割指示による場合	2回に分割・3回に分割	5点 1/2・1/3		
調剤技術料	内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く)	1剤につき(3剤まで)		24点	
	内服用滴剤	1調剤につき		10点	
	屯服薬	受付1回につき		21点	
	浸煎薬	1調剤につき(3調剤まで)		190点	
	湯薬	1調剤につき(3調剤まで)	7日分以下の場合		190点
			8日分以上 28日分以下の場合	7日目以下の部分 8日目以上の部分(1日分につき)	190点 10点
			29日分以上の場合		400点
	注射薬	受付1回につき		26点	
	薬剤調製料	無菌製剤処理加算【要届出】	1日につき	中心静脈栄養法用輸液、麻薬	69点(6歳未満137点)
抗悪性腫瘍剤				79点(6歳未満147点)	
外用薬		1調剤につき(3調剤まで)		10点	
麻薬加算		麻薬を調剤した場合、1調剤につき		70点	
向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算		向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき		8点	
開局時間以外等の加算		時間外:終日休業日及びおむね午前8時前及び午後6時以降 休日:日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 深夜:午後10時から午前6時まで	基礎額 = 調剤基本料 + 薬剤調製料 + 調剤管理料	基礎額の100/100	
				基礎額の140/100	
夜間・休日等加算		午後7時～午前8時(土曜は午後1時～午前8時)及び休日・深夜		40点	
自家製剤加算(予製剤及び錠剤半割は20/100)		1調剤につき	①内服薬(7日分毎)	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	20点
			②屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	90点
	③内服薬・屯服薬		液剤	45点	
	④外用薬		錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤 液剤	90点 75点 45点	
計量混合調剤加算(予製剤は20/100)	1調剤につき	イ:液剤 ロ:散剤、顆粒剤 ハ:軟・硬膏剤	35点・45点・80点		
調剤管理料	調剤管理料(内服薬) 内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く	1剤につき(3剤まで)	1日分以上7日分以下	4点	
			8日分以上14日分以下	28点	
			15日分以上28日分以下	50点	
			29日分以上	60点	
	調剤管理料(内服薬以外)	処方箋受付1回につき		4点	
	重複投薬・相互作用等防止加算イ・ロ	イ:残薬調整に係るもの以外 ロ:残薬調整に係るもの		40点・20点	
	調剤管理加算	複数医療機関から6種類以上の内服薬が処方され、一元的に把握し管理する場合	初めて処方箋を持参 2回目以降で処方変更・追加あり	3点 3点	
	医療情報取得加算(12月に1回)	マイナ保険証等により患者の診療情報等を取得し活用する体制の評価		1点	
	服薬管理指導料1	原則3か月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合		45点	
	服薬管理指導料2	1の患者以外の患者に対して行った場合		59点	
服薬管理指導料3(月4回)	介護老人福祉施設等の患者に訪問した場合		45点		
服薬管理指導料4(情報通信機器等を用いた服薬指導)イ・ロ	イ:原則3か月以内に再度処方箋を提出し手帳提示の場合 ロ:左記以外		45点・59点		
服薬管理指導料の特例	かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合		59点		
かかりつけ薬剤師指導料【要届出】	3か月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下		13点		
医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合			76点		
[服薬管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の加算]					
麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合		22点		
特定薬剤管理指導加算1 イ・ロ	特に安全管理が必要な医薬品の指導	イ:初めて処方時 ロ:指導の必要時	10点・5点		
特定薬剤管理指導加算2(月1回)【要届出】	抗悪性腫瘍剤(注射薬)投与患者の薬学的管理及び結果を医療機関に文書により情報提供		100点		
特定薬剤管理指導加算3(初回処方時)イ・ロ	イ:RMPIに基づく資材による説明指導 ロ:調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導		5点・10点		

調剤基本料
調剤技術料
薬剤調製料
調剤管理料
服薬管理指導料

調剤報酬改定点数表(令和7年4月1日改訂)

区分	項目	内容	点数	
服薬管理指導料・かかりつけ薬剤師指導料等	乳幼児服薬指導加算	乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載	12点	
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載	350点	
	吸入薬指導加算(3月に1回)	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合	30点	
	かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】	地域包括診療料等の算定患者を対象とする包括点数。時間外加算等、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算定	291点	
	外来服薬支援料1(月1回)	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援をした場合等	185点	
	外来服薬支援料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の日数に応じて	42日分以下(7日分毎) 43日分以上	34点 240点
	施設連携加算(月1回)	入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理	50点	
	服用薬剤調整支援料1(月1回)	処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少した場合	125点	
	服用薬剤調整支援料2(3月に1回)	複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的把握し、処方医に減薬等の提案を行った場合	実績あり薬局 上記以外	110点 90点
	調剤後薬剤管理指導料(月1回) 地域支援体制加算届出薬局に限る	調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合	新たに糖尿病薬が処方または変更 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬服用	60点 60点
薬学管理料	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)【要届出】	医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管理指導を行った場合。原則16km以内に限る	1 単一建物診療患者1人の場合 2 単一建物診療患者2~9人の場合 3 単一建物診療患者10人以上の場合	650点 320点 290点
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料(月4回又は月8回)	情報通信機器等を用いて在宅患者に対し服薬指導を行った場合		59点
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1(月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		500点
	夜間訪問加算・休日訪問加算・深夜訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射剤使用患者に対し保険医の求めにより夜間等に緊急訪問した場合		400点・600点・1000点
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2(月4回又は月8回)	計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合		200点
	在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合		59点
	在宅患者緊急時等共同指導料(月2回限り)	急変等に医療従事者等と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合		700点
	[在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算]			
	在宅関連	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合	100点(オンライン22点)
	在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	在宅で医療用麻薬持続注射療法が行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合		250点
	乳幼児加算	乳幼児(6歳未満)に対し指導を行った場合		100点(オンライン12点)
	小児特定加算	医療的ケア児(18歳未満)に対し指導を行った場合		450点(オンライン350点)
	在宅中心静脈栄養法加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、保管の状況、配合変化等を確認し管理及び指導を行った場合		150点
	退院時共同指導料(入院中1回又は2回)	患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合		600点
	在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料1	処方内容を照会し処方内容が変更された場合	イ: 残薬調整に係るもの以外 ロ: 残薬調整	40点・20点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料2	処方箋交付前に処方提案し処方箋を受付けた場合	イ: 残薬調整に係るもの以外 ロ: 残薬調整	40点・20点	
経管投薬支援料(初回に限り)	経管投薬実施患者が簡易懸濁法開始時に支援を行った場合		100点	
在宅移行初期管理料(訪問点数等の初回算定月1回限り)	在宅移行時に認知症・乳幼児・末期がんなど重点的支援が必要な単一建物1人患者の場合		230点	
その他	服薬情報等提供料1(月1回)	医療機関等からの求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合	30点	
	服薬情報等提供料2(月1回)イ・ロ・ハ	薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合	20点・20点・20点	
	服薬情報等提供料3(3月に1回)	入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供を行った場合	50点	
介護報酬	居宅療養管理指導費(月4回又は月8回) *介護予防居宅療養管理指導費も同様	医師の指示に基づき患者を訪問し管理指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	1 単一建物1人 2 単一建物2~9人 3 単一建物10人以上	518単位 379単位 342単位
	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合。オンライン不可		100単位
	医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	医療用麻薬持続注射療法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		250単位
	在宅中心静脈栄養法加算【要届出】	中心静脈栄養法実施患者に対する管理及び指導。オンライン不可		150単位
	特別地域居宅療養管理指導加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所より実施する場合		所定単位数の15/100
	中山間地域等における小規模事業所加算【要届出】	中山間地域等厚生労働大臣が定める地域に所在する小規模事業所より実施する場合		所定単位数の10/100
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算【要届出】	中山間地域等に居住する利用者に対し通常の事業実施地域を超えて実施する場合		所定単位数の5/100
情報通信機器を用いて行う場合	居宅療養管理指導1~3と合わせて月4回又は8回まで		46単位	

この一覧は調剤報酬上で掲示することが定められています。保険薬局は、患者が薬局における業務内容及びその費用を理解できるよう、調剤報酬点数表の一覧等について、薬剤を交付する窓口等、患者が指導等を受ける際に分かりやすい場所に掲示するとともに、患者の求めに応じて、その内容を説明すること。(診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について令和6年3月5日 保医発0305第4号 調剤報酬点数表に関する事項<通則>8)